

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 1 月 7 日提出
【計算期間】	第 3 期 特定期間（自 第 5 期 至 第 6 期） （自 平成21年 4 月 9 日 至 平成21年10月 8 日）
【ファンド名】	損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年 1 回 年 2 回	グローバル 日本	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
大型株 中小型株	年 4 回 年 6 回 （隔月）	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	
債券 一般 公債	年12回 （毎月） 日々		
社債	その他 （ ）	中近東 （中東） エマージング	
その他債券 クレジット属性（ ） 不動産投信			
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））			
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注 1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注 2）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 4 回	目論見書又は信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

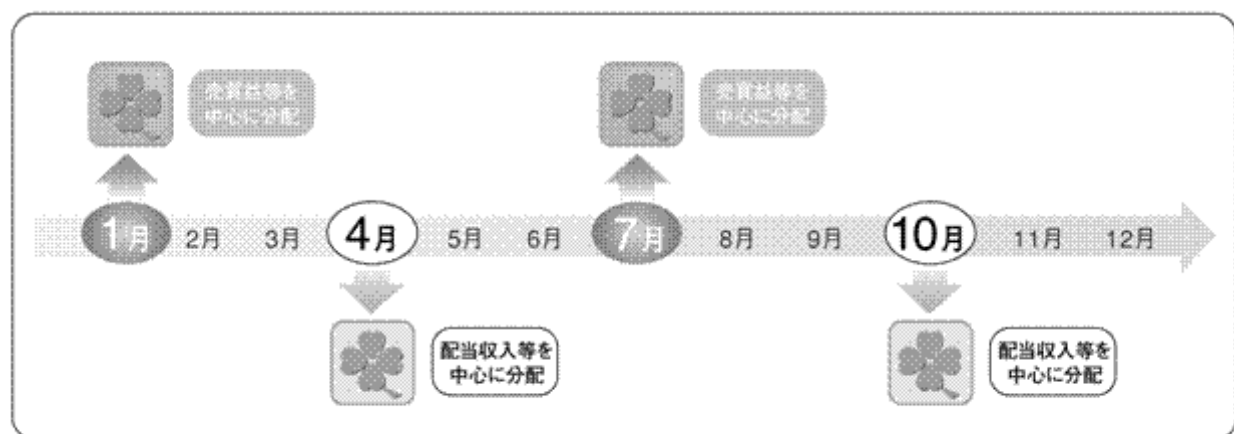
当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

当ファンドは、主として「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」への投資を通じて日本の株式※に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。

- 1 環境問題への取組状況に着目します。**
 - 環境保全意識が高く、環境対策に積極的に取り組む企業を厳選します。
- 2 相対的に割安に評価されていると判断される銘柄に投資します。**
- 3 ポートフォリオ構築にあたっては、配当利回りも重視します。**
- 4 株式の配当収入や売買益を主な原資として分配します。**
 - 年4回の決算時※には、組み入れ株式の配当収入や売買益（評価益を含みます）を主な原資として分配を行います。
 - ※決算日は原則1月8日、4月8日、7月8日、10月8日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
 - 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。



<運用プロセス>

1

環境問題への取組状況（環境経営）を調査・分析

<S J R M>

- 損保ジャパン・リスクマネジメント（S J R M）が、企業の環境経営について調査・分析を行います。



2

投資候補銘柄群を選定 <S J A M>

- 損保ジャパン・アセットマネジメント（S J A M）が、環境経営の調査・分析結果を基に、信用リスク、流動性リスク等を勘案して、投資候補銘柄群を選定します。

※委託会社独自の分析にもとづき銘柄選択を行いますので、銘柄選択のリスクをともないます。



3

投資価値の分析 <S J A M>

割安度の分析

- マクロ経済分析、業種・企業分析
- 投資価値（適正株価）の算出
独自の評価モデルを用い、各企業が持つ本来の「投資価値（適正株価）」を算出します。
- 相対的割安度の分析
算出した「投資価値（適正株価）」と「市場価格」を比較し、割安度を求めます。
相対的に割安度の高い銘柄を基本的保有銘柄として抽出します。

※委託会社独自の分析にもとづき銘柄選択を行いますので、銘柄選択のリスクをともないます。



4

ポートフォリオの構築 <S J A M>

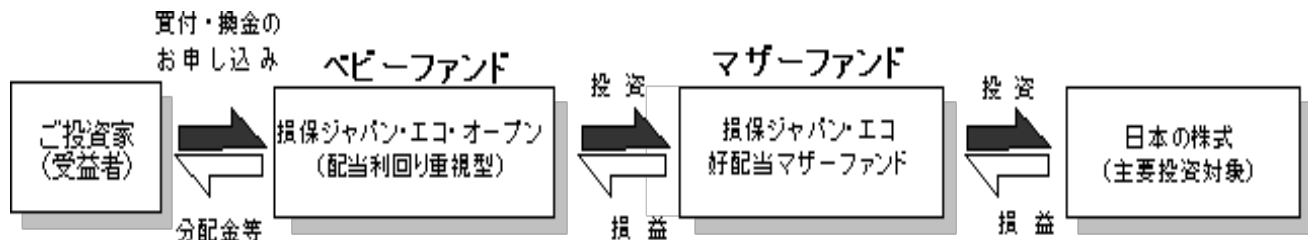
- ポートフォリオの構築にあたっては、安定した配当収入を確保するために、ポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。

※ポートフォリオ構築においては、リスクコントロールも行います。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」には、損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人

（ ）委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

（ ）販売会社

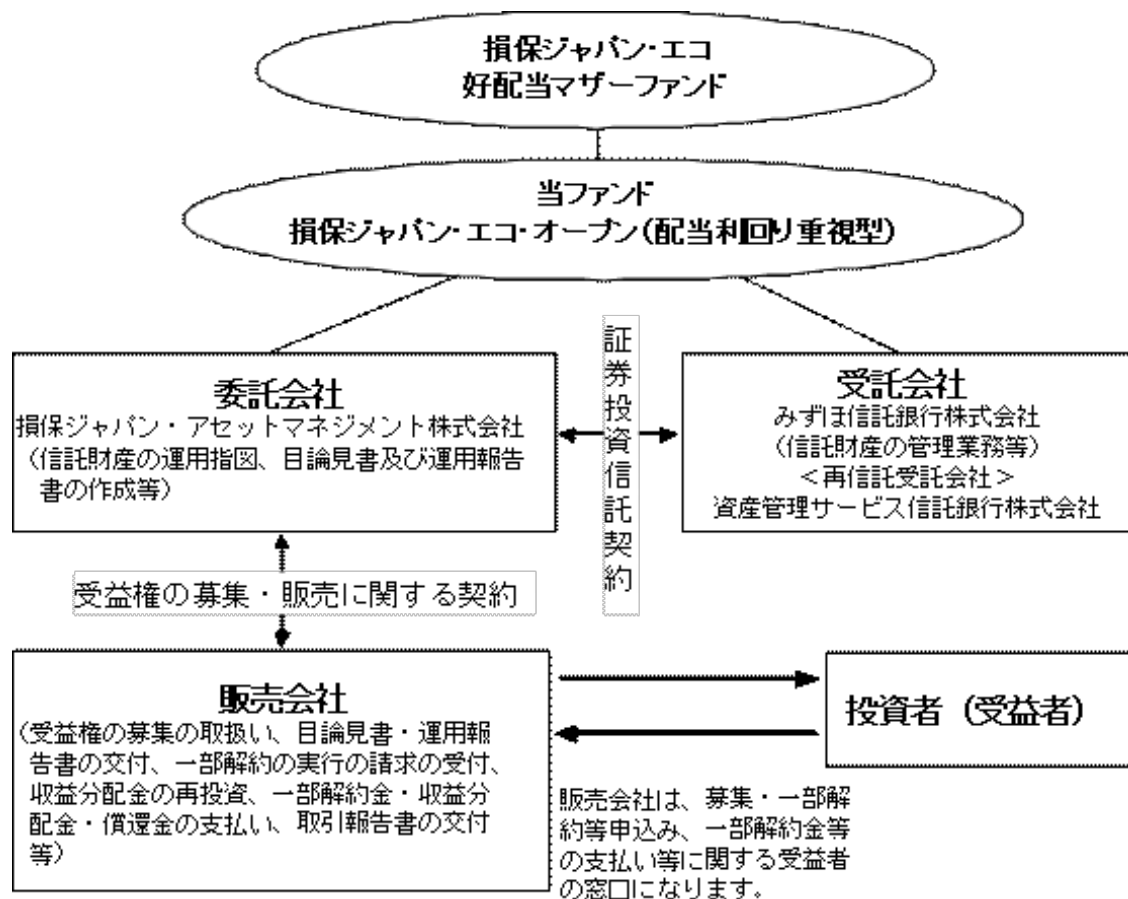
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

（ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ファンドの関係法人図



委託会社等の概況

() 資本金の額 1,200百万円（平成21年10月末現在）

() 委託会社の沿革

昭和61年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立
 昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録
 昭和62年 9月 9日 投資一任業務の認可取得
 平成 3年 6月 1日 ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 1月 1日 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 平成10年 3月 3日 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 3月31日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成14年 7月 1日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録

()大株主の状況（平成21年10月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	6,902	70.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	2,958	30.0
合 計		9,860	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b．運用方針

投資対象

「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- () 「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。また、環境問題への取組状況を基に信用リスクや流動性リスク等を勘案して絞られた投資候補銘柄について当社独自の調査分析に基づいて算出した理論的株価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に投資することを基本に、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- () ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。
- () 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50％超（高位に維持）を基本とします。
- () 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権

二．約束手形

委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で前記21．の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1．の証券ならびに証書、12．および17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金

- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1．から 6．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

<運用体制について>

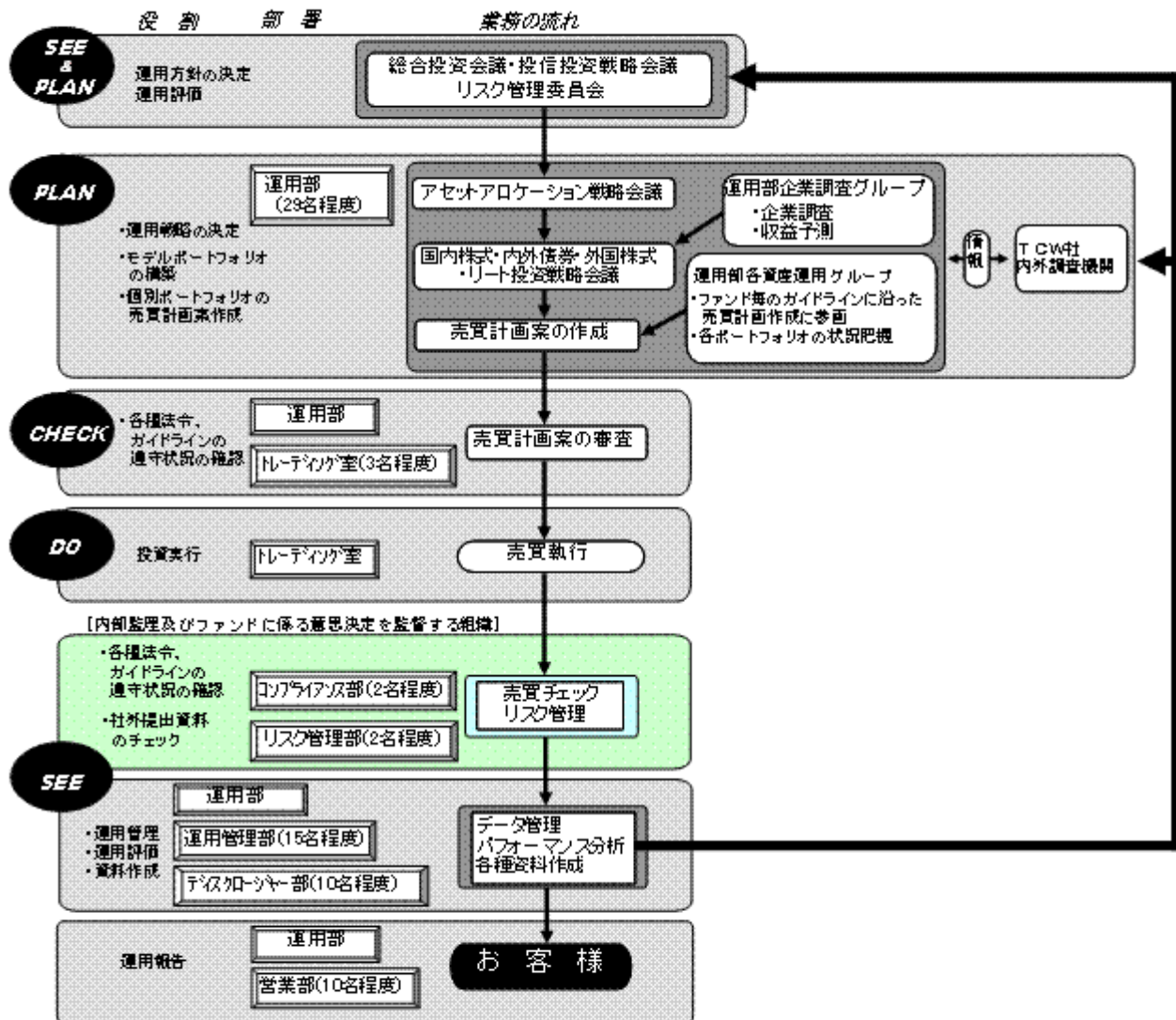
当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、運用部の各運用資産グループにおける投資戦略会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、運用部が行っています。

<社内内規等について>

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

< 当ファンドの運用の意思決定プロセス >



(注) 上図は、平成21年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として1月、4月、7月、10月の各8日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

- a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限
株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券（損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲

- （ ） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ） 前記（ ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ ） 前記（ ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ ） 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- （ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- () 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

株式投資のリスク

当ファンドでは、株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

「価格変動リスク」とは、株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。

「信用リスク」とは、株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。

「流動性リスク」とは、市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。

銘柄選択のリスク

当ファンドでは、個別銘柄の選択によって収益を追求するため、個別銘柄が株式市場全体を構成する銘柄比率とは異なる場合があります。そのため、当ファンドの組入銘柄の価格変動が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の収益率を下回る可能性もあります。

コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

委託会社は、取引所における取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

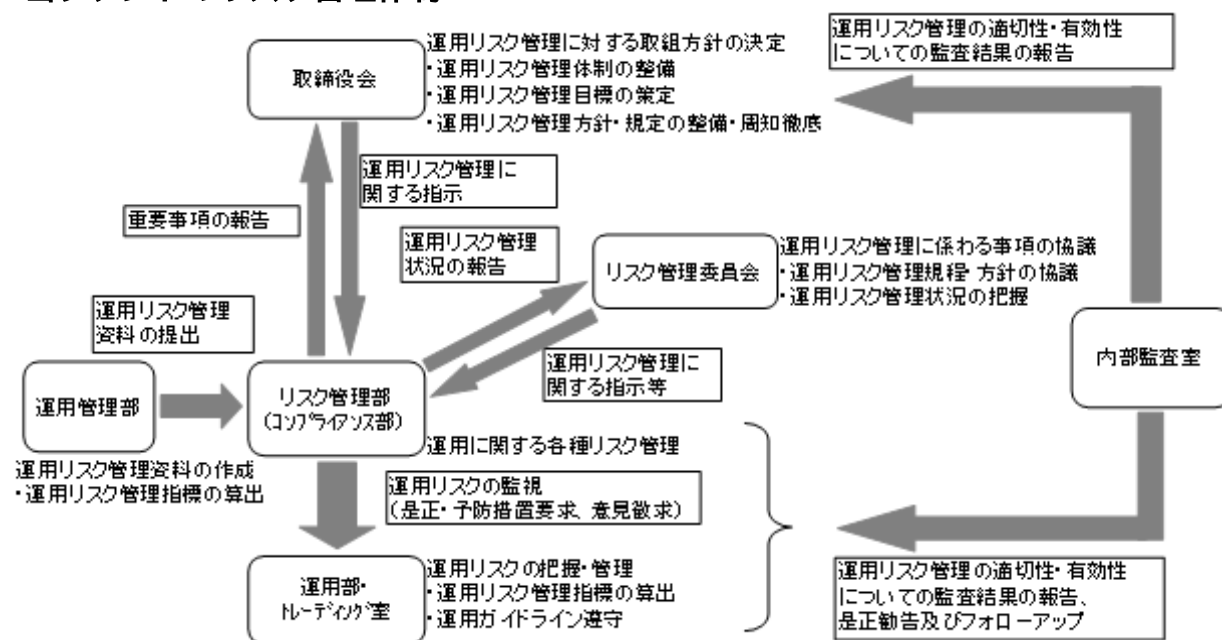
投資対象資産またはマザーファンドの組入割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産またはマザーファンドの組入割合が低下する場合があります。

ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要がある場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げることがあります。また、金融危機的状況等により市場の流動性が著しく低下している場合等にも、当初期待した価格では売却できない場合があります。結果として基準価額が下落する要因となります。

<当ファンドのリスク管理体制>



（参考）「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針**1 基本方針**

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2 運用方針**(1) 投資対象**

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、環境問題への取組状況を基に信用リスクや流動性リスク等を勘案して絞られた投資候補銘柄について当社独自の調査分析に基づいて算出した理論的株価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に投資することを基本に、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。

株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料 および消費 税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%

（３）【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目		費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し年率1.575%（税抜1.50%）		
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.105% （税抜0.10%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

（注1）個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・ 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配

金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年11月12日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	825,698,892	99.20
現金及びその他の資産（負債控除後）		6,644,955	0.80
合計(純資産総額)		832,343,847	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

< 参考 >

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

平成21年11月12日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	895,226,500	94.01
現金及びその他の資産（負債控除後）		57,045,936	5.99
合計(純資産総額)		952,272,436	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位30銘柄

当ファンドは、平成21年11月12日現在、1銘柄の親投資信託を保有しており、以下の通りです。

平成21年11月12日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量 （口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	評価損益 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン・エコ好 配当マザーファンド	1,087,447,507	0.7848	853,472,370	0.7593	825,698,892	27,773,478	99.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成21年11月12日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.20
合計	99.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位30銘柄

平成21年11月12日現在

順位	市場	銘柄名	種類	業種	保有数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	東証一部	住友商事	国内株式	卸売業	43,100	914	39,393,400	872	37,583,200	3.95
2	東証一部	日本電信電話	国内株式	情報・通信業	10,000	3,890	38,900,000	3,720	37,200,000	3.91
3	東証一部	第一三共	国内株式	医薬品	21,800	1,711	37,299,800	1,690	36,842,000	3.87
4	東証一部	日本たばこ産業	国内株式	食料品	141	278,638	39,287,975	249,300	35,151,300	3.69
5	東証一部	キヤノン	国内株式	電気機器	10,300	3,390	34,917,000	3,410	35,123,000	3.69
6	東証一部	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	国内株式	銀行業	68,100	492	33,524,721	512	34,867,200	3.66
7	東証一部	みずほフィナンシャルＧ	国内株式	銀行業	193,600	185	35,816,000	176	34,073,600	3.58
8	東証一部	トヨタ自動車	国内株式	輸送用機器	7,000	3,500	24,500,000	3,520	24,640,000	2.59
9	東証一部	アステラス製薬	国内株式	医薬品	6,900	3,560	24,564,000	3,280	22,632,000	2.38
10	東証一部	リコー	国内株式	電気機器	16,000	1,221	19,540,474	1,224	19,584,000	2.06
11	東証一部	西日本旅客鉄道	国内株式	陸運業	63	320,000	20,160,000	305,000	19,215,000	2.02
12	東証一部	麒麟ＨＤ	国内株式	食料品	13,000	1,348	17,524,000	1,412	18,356,000	1.93
13	東証一部	エーザイ	国内株式	医薬品	5,600	3,310	18,536,000	3,250	18,200,000	1.91
14	東証一部	東日本旅客鉄道	国内株式	陸運業	3,200	6,208	19,866,390	5,670	18,144,000	1.91
15	東証一部	積水ハウス	国内株式	建設業	23,000	743	17,089,000	779	17,917,000	1.88
16	東証一部	日本電気	国内株式	電気機器	67,000	282	18,882,582	259	17,353,000	1.82
17	東証一部	新日本石油	国内株式	石油・石炭製品	39,000	483	18,837,000	409	15,951,000	1.68
18	東証一部	旭化成	国内株式	化学	33,000	440	14,520,000	453	14,949,000	1.57
19	東証一部	ＫＤＤＩ	国内株式	情報・通信業	31	488,000	15,128,000	453,000	14,043,000	1.47
20	東証一部	イオン	国内株式	小売業	17,100	828	14,158,800	740	12,654,000	1.33
21	東証一部	本田技研	国内株式	輸送用機器	4,000	2,675	10,700,000	2,905	11,620,000	1.22
22	東証一部	富士フイルムＨＬＤＧＳ	国内株式	化学	4,500	2,555	11,497,500	2,530	11,385,000	1.20
23	東証一部	パナソニック	国内株式	電気機器	8,800	1,255	11,044,000	1,222	10,753,600	1.13
24	東証一部	ソニー	国内株式	電気機器	4,100	2,490	10,209,000	2,555	10,475,500	1.10
25	東証一部	ブリヂストン	国内株式	ゴム製品	7,300	1,540	11,242,000	1,412	10,307,600	1.08
26	東証一部	住友信託	国内株式	銀行業	21,000	496	10,416,000	480	10,080,000	1.06
27	東証一部	三井不動産	国内株式	不動産業	7,000	1,527	10,689,000	1,433	10,031,000	1.05
28	東証一部	三菱ＵＦＪリース	国内株式	その他金融業	3,420	2,760	9,439,200	2,840	9,712,800	1.02
29	東証一部	ふくおかフィナンシャルＧ	国内株式	銀行業	29,000	352	10,208,000	327	9,483,000	1.00
30	東証一部	塩野義製薬	国内株式	医薬品	5,000	2,020	10,100,000	1,893	9,465,000	0.99

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成21年11月12日現在

資産の種類	投資比率（％）
株式	94.01
合計	94.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c．業種別投資比率

平成21年11月12日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（％）
電気機器	116,460,700	12.23
銀行業	92,871,800	9.75
医薬品	87,139,000	9.15
情報・通信業	77,496,000	8.14
卸売業	62,490,700	6.56
建設業	60,053,000	6.31
食料品	53,507,300	5.62
輸送用機器	52,237,400	5.49
機械	52,108,200	5.47
陸運業	45,402,000	4.77
化学	39,063,000	4.10
その他金融業	34,884,200	3.66
石油・石炭製品	32,253,000	3.39
小売業	22,700,400	2.38
精密機器	14,717,000	1.55
ゴム製品	10,307,600	1.08
不動産業	10,031,000	1.05
鉄鋼	8,975,000	0.94
金属製品	8,989,200	0.94
ガラス・土石製品	7,888,000	0.83
海運業	5,652,000	0.59
合計	895,226,500	94.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年11月12日及び同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1 万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち (円)	分配付き (円)
第 1 期末 (平成20年 7 月 8 日)	10,272	10,272	378,207,126	378,207,126
第 2 期末 (平成20年10月 8 日)	7,094	7,164	1,077,161,228	1,087,789,520
第 3 期末 (平成21年 1 月 8 日)	6,918	6,918	1,130,548,026	1,130,548,026
第 4 期末 (平成21年 4 月 8 日)	6,676	6,736	962,800,162	971,453,841
第 5 期末 (平成21年 7 月 8 日)	7,493	7,493	1,017,767,290	1,017,767,290
第 6 期末 (平成21年10月 8 日)	7,502	7,562	911,137,877	918,425,208
平成20年11月末	6,646	-	1,060,111,642	-
12月末	6,735	-	1,099,321,369	-
平成21年 1 月末	6,395	-	1,044,139,851	-
2 月末	6,048	-	935,944,652	-
3 月末	6,332	-	914,857,412	-
4 月末	6,869	-	988,698,029	-
5 月末	7,529	-	1,082,446,650	-
6 月末	7,872	-	1,090,697,820	-
7 月末	7,923	-	1,050,594,876	-
8 月末	8,194	-	1,049,357,584	-
9 月末	7,839	-	944,429,856	-
10月末	7,521	-	855,594,837	-
11月12日	7,254	-	832,343,847	-

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成20年4月18日 至 平成20年7月8日	0
第2期	自 平成20年7月9日 至 平成20年10月8日	70
第3期	自 平成20年10月9日 至 平成21年1月8日	0
第4期	自 平成21年1月9日 至 平成21年4月8日	60
第5期	自 平成21年4月9日 至 平成21年7月8日	0
第6期	自 平成21年7月9日 至 平成21年10月8日	60

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	2.72
第2期	30.26
第3期	2.48
第4期	2.63
第5期	12.24
第6期	0.92

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年4月18日 信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1） 申込期間内における毎営業日に、いつでも申込みいただくことができます。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

（2） 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

（3） 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（4） お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（5） お申込単位は、一般コースでは、1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社がそれぞれ定める単位です。自動けいぞく投資コースでは、1円単位を最低単位として、販売会社がそれぞれ定める単位です。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （６）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

- （１）受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は原則として午後３時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- （２）受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を１円または１口単位として販売会社が定める申込単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- （３）一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。
- ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第１ファンドの状況 ４.手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。
- （４）委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第48条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

原則として毎年１月９日から４月８日、４月９日から７月８日、７月９日から１０月８日および１０月９日から翌年１月８日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が１０億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、前記（ ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ ）前記（ ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ ）前記（ ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- （ ）前記（ ）から（ ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（ ）から（ ）までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- （ ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第４９条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- （ ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （ ）前記（ ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第４９条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- （ ）委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- （ ）委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第49条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記()の事項（前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年4月9日から10月8日及び10月9日から翌年4月8日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年4月9日から10月8日及び10月9日から翌年4月8日まで）に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

募集・販売契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更す

ることができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を１円または１口単位として販売会社が定める申込単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後３時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５） 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、平成20年10月9日から平成21年4月8日まで及び平成21年4月9日から平成21年10月8日までの財務諸表について、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、平成20年10月9日から平成21年4月8日までの財務諸表については内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、平成21年4月9日から平成21年10月8日までの財務諸表については内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年10月9日から平成21年4月8日まで及び平成21年4月9日から平成21年10月8日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年４月８日現在)	当期 (平成21年10月８日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,617,755	27,919,300
親投資信託受益証券	955,603,692	903,679,544
流動資産合計	982,221,447	931,598,844
資産合計	982,221,447	931,598,844
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,653,679	7,287,331
未払解約金	6,948,788	9,159,663
未払受託者報酬	254,062	267,053
未払委託者報酬	3,557,166	3,738,938
その他未払費用	7,590	7,982
流動負債合計	19,421,285	20,460,967
負債合計	19,421,285	20,460,967
純資産の部		
元本等		
元本	1,442,279,902	1,214,555,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	479,479,740	303,417,371
純資産合計	962,800,162	911,137,877
負債純資産合計	982,221,447	931,598,844

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年10月 9 日 至 平成21年 4 月 8 日	当期 自 平成21年 4 月 9 日 至 平成21年10月 8 日
営業収益		
受取利息	10,569	5,119
有価証券売買等損益	62,681,108	145,675,852
営業収益合計	62,670,539	145,680,971
営業費用		
受託者報酬	535,331	546,769
委託者報酬	7,495,171	7,655,213
その他費用	16,000	16,346
営業費用合計	8,046,502	8,218,328
営業利益又は営業損失（ ）	70,717,041	137,462,643
経常利益又は経常損失（ ）	70,717,041	137,462,643
当期純利益又は当期純損失（ ）	70,717,041	137,462,643
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	23,810,313	38,658,264
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	441,166,323	479,479,740
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,823,241	192,979,969
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	104,823,241	192,979,969
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,576,251	108,434,648
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	87,576,251	108,434,648
分配金	8,653,679	7,287,331
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	479,479,740	303,417,371

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成20年10月 9 日 至 平成21年 4 月 8 日	当期 自 平成21年 4 月 9 日 至 平成21年10月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成21年 4 月 8 日現在)	当期 (平成21年10月 8 日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,442,279,902口	1,214,555,248口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 479,479,740円	元本の欠損 303,417,371円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.6676円 (1万口当たり純資産額 6,676円)	1口当たり純資産額 0.7502円 (1万口当たり純資産額 7,502円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成20年10月9日 至 平成21年4月8日	当期 自 平成21年4月9日 至 平成21年10月8日
1. 分配金の計算過程 平成20年10月9日から平成21年1月8日に至る計算期間末に、収益調整金（17,526,201円）及び分配準備積立金（4,412,160円）を対象収益（21,938,361円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。 平成21年1月9日から平成21年4月8日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（8,519,369円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（15,885,668円）及び分配準備積立金（3,865,771円）を対象収益（28,270,808円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から8,519,369円、分配準備積立金から134,310円の合計8,653,679円（1万口当り60円）を分配に充てることに決定しました。	1. 分配金の計算過程 平成21年4月9日から平成21年7月8日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（213,203円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（15,623,129円）及び分配準備積立金（2,919,089円）を対象収益（18,755,421円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。 平成21年7月9日から平成21年10月8日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（3,817,112円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（14,394,648円）及び分配準備積立金（2,555,914円）を対象収益（20,767,674円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から3,817,112円、収益調整金から2,429,110円、分配準備積立金から1,041,109円の合計7,287,331円（1万口当り60円）を分配に充てることに決定しました。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （平成21年4月8日現在）	当期 （平成21年10月8日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	前期 自 平成20年10月9日 至 平成21年4月8日	当期 自 平成21年4月9日 至 平成21年10月8日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,518,327,551円	1,442,279,902円
期中追加設定元本額	263,914,242円	429,843,894円
期中解約元本額	339,961,891円	657,568,548円

（有価証券関係）

前期（自平成20年10月9日 至平成21年4月8日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	955,603,692	19,109,608
合計	955,603,692	19,109,608

当期（自平成21年4月9日 至平成21年10月8日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	903,679,544	5,968,832
合計	903,679,544	5,968,832

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年10月8日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン・エコ好配当マ ザーファンド	1,150,890,913	903,679,544	-
合計	-	1,150,890,913	903,679,544	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

< 参考 >

当ファンドは「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年4月8日現在)	(平成21年10月8日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,965,230	40,318,550
株式	1,036,154,100	979,695,900
未収入金	-	2,276,131
未収配当金	14,697,050	9,096,500
流動資産合計	1,075,816,380	1,031,387,081
資産合計	1,075,816,380	1,031,387,081
負債の部		
流動負債		
該当事項なし	-	-
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	1,564,604,881	1,313,476,505
剰余金		
欠損金	488,788,501	282,089,424
純資産合計	1,075,816,380	1,031,387,081
負債・純資産合計	1,075,816,380	1,031,387,081

「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」は、平成20年4月18日に信託契約を締結し、平成21年10月8日に第2期決算を行いました。上の表は、平成21年4月8日及び平成21年10月8日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年10月 9 日 至 平成21年 4 月 8 日	自 平成21年 4 月 9 日 至 平成21年10月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成21年 4 月 8 日現在)	(平成21年10月 8 日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,564,604,881口	1,313,476,505口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 488,788,501円	元本の欠損 282,089,424円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.6876円 (1万口当たり純資産額 6,876円)	1口当たり純資産額 0.7852円 (1万口当たり純資産額 7,852円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(平成21年 4 月 8 日現在)	(平成21年10月 8 日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成20年10月 9 日 至 平成21年 4 月 8 日	自 平成21年 4 月 9 日 至 平成21年10月 8 日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	1,581,613,340円	1,564,604,881円
同期中における追加設定元本額	284,422,752円	292,213,077円
同期中における解約元本額	301,431,211円	543,341,453円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
イオン好配当グリーン・バランス・ オープン	174,838,021円	162,585,592円
損保ジャパン・エコ・オープン(配 当利回り重視型)	1,389,766,860円	1,150,890,913円
（合計）	1,564,604,881円	1,313,476,505円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成20年10月 9 日 至平成21年 4 月 8 日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	1,036,154,100	49,909,170
合計	1,036,154,100	49,909,170

（自平成21年 4 月 9 日 至平成21年10月 8 日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	979,695,900	24,427,739
合計	979,695,900	24,427,739

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

() 株式

次表の通りです。

平成21年10月 8 日現在

通貨種類	銘 柄	株 数	評価単価	評価金額	備考
日本・円	大成建設	53,000	172	9,116,000	-
	大林組	25,000	370	9,250,000	-
	清水建設	14,000	364	5,096,000	-
	鹿島建設	41,000	225	9,225,000	-
	戸田建設	32,000	298	9,536,000	-
	大和ハウス	3,000	872	2,616,000	-
	積水ハウス	25,000	743	18,575,000	-
	新日鉄ソリューションズ	6,900	1,602	11,053,800	-
	キリンHD	19,000	1,348	25,612,000	-
	日本たばこ産業	126	279,800	35,254,800	-
	DCMJAPANHLDS	7,000	609	4,263,000	-
	旭化成	36,000	440	15,840,000	-
	カネカ	16,000	616	9,856,000	-
	三菱瓦斯化学	11,000	445	4,895,000	-
	野村総合研究所	5,100	2,040	10,404,000	-
	武田薬品	1,100	3,640	4,004,000	-
	アステラス製薬	7,700	3,560	27,412,000	-
	塩野義製薬	5,000	2,020	10,100,000	-
	エーザイ	6,400	3,310	21,184,000	-
	第一三共	22,800	1,711	39,010,800	-
	大塚商会	1,800	4,810	8,658,000	-
	富士フイルムHLDS	4,500	2,555	11,497,500	-
	新日本石油	39,000	483	18,837,000	-
	コスモ石油	37,000	251	9,287,000	-
	新日鉱ホールディングス	22,000	436	9,592,000	-
	ブリヂストン	7,300	1,540	11,242,000	-
	日本特殊陶業	9,000	1,054	9,486,000	-
	淀川製鋼所	25,000	379	9,475,000	-
	住生活グループ	7,300	1,359	9,920,700	-
	アマダ	11,000	586	6,446,000	-
	サトー	8,800	1,140	10,032,000	-
	小森コーポレーション	8,000	1,087	8,696,000	-
	椿本チエイン	16,000	380	6,080,000	-
	ダイフク	17,000	564	9,588,000	-
	マックス	11,000	895	9,845,000	-
	NTN	12,000	371	4,452,000	-
	日本トムソン	8,000	481	3,848,000	-
	日本電気	65,000	282	18,330,000	-
	富士通	17,000	572	9,724,000	-
	パナソニック	8,900	1,255	11,169,500	-
	ソニー	4,500	2,490	11,205,000	-
	山武	1,000	1,949	1,949,000	-
	カシオ	6,000	725	4,350,000	-

通貨種類	銘 柄	株 数	評価単価	評価金額	備考
	トヨタ自動車	7,500	3,500	26,250,000	-
	新明和工業	26,000	338	8,788,000	-
	本田技研	4,000	2,675	10,700,000	-
	ハイレックスコーポレーション	12,400	820	10,168,000	-
	良品計画	2,000	4,110	8,220,000	-
	島津製作所	16,000	625	10,000,000	-
	スター精密	11,800	757	8,932,600	-
	H O Y A	3,200	1,962	6,278,400	-
	キャノン	11,400	3,390	38,646,000	-
	リコー	15,000	1,219	18,285,000	-
	豊田通商	7,200	1,325	9,540,000	-
	三井物産	7,400	1,178	8,717,200	-
	東京エレクトロン	1,500	5,440	8,160,000	-
	日立ハイテクノロジーズ	6,000	1,710	10,260,000	-
	住友商事	43,100	914	39,393,400	-
	三菱商事	6,000	1,889	11,334,000	-
	イオン	17,100	828	14,158,800	-
	三菱ＵＦＪフィナンシャルＧ	53,100	499	26,496,900	-
	ふくおかフィナンシャルＧ	29,000	352	10,208,000	-
	八十二銀行	10,000	495	4,950,000	-
	住友信託	25,000	496	12,400,000	-
	みずほフィナンシャルＧ	193,600	185	35,816,000	-
	芙蓉総合リース	5,500	1,915	10,532,500	-
	リコーリース	4,900	1,832	8,976,800	-
	オリックス	1,200	5,850	7,020,000	-
	三菱ＵＦＪリース	3,420	2,760	9,439,200	-
	T&Dホールディングス	3,350	2,420	8,107,000	-
	三井不動産	9,000	1,527	13,743,000	-
	西日本旅客鉄道	63	320,000	20,160,000	-
	日本通運	21,000	350	7,350,000	-
	日本郵船	18,000	368	6,624,000	-
	日本電信電話	10,000	3,890	38,900,000	-
	K D D I	31	488,000	15,128,000	-
通貨計・円				979,695,900	-
ファンド計				979,695,900	-

（ ）株式以外の有価証券
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年11月12日現在

資産総額（円）	845,972,895
負債総額（円）	13,629,048
純資産総額（－）（円）	832,343,847
発行済数量（口）	1,147,442,594
1単位当たり純資産額（／）（円）	0.7254

< 参 考 >

純資産額計算書

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

平成21年11月12日現在

資産総額（円）	952,272,436
負債総額（円）	0
純資産総額（－）（円）	952,272,436
発行済数量（口）	1,254,072,603
1単位当たり純資産額（／）（円）	0.7593

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成20年4月18日）から第6期末（平成21年10月8日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	373,911,011	5,719,089
第2期	1,163,290,244	13,154,615
第3期	164,688,421	48,838,312
第4期	99,225,821	291,123,579
第5期	287,824,824	371,822,063
第6期	142,019,070	285,746,485

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年11月末現在）

資本金の額 1,200百万円

会社が発行する株式の総数 23,440株

発行済株式総数 9,860株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

（2）会社の機構（平成21年11月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

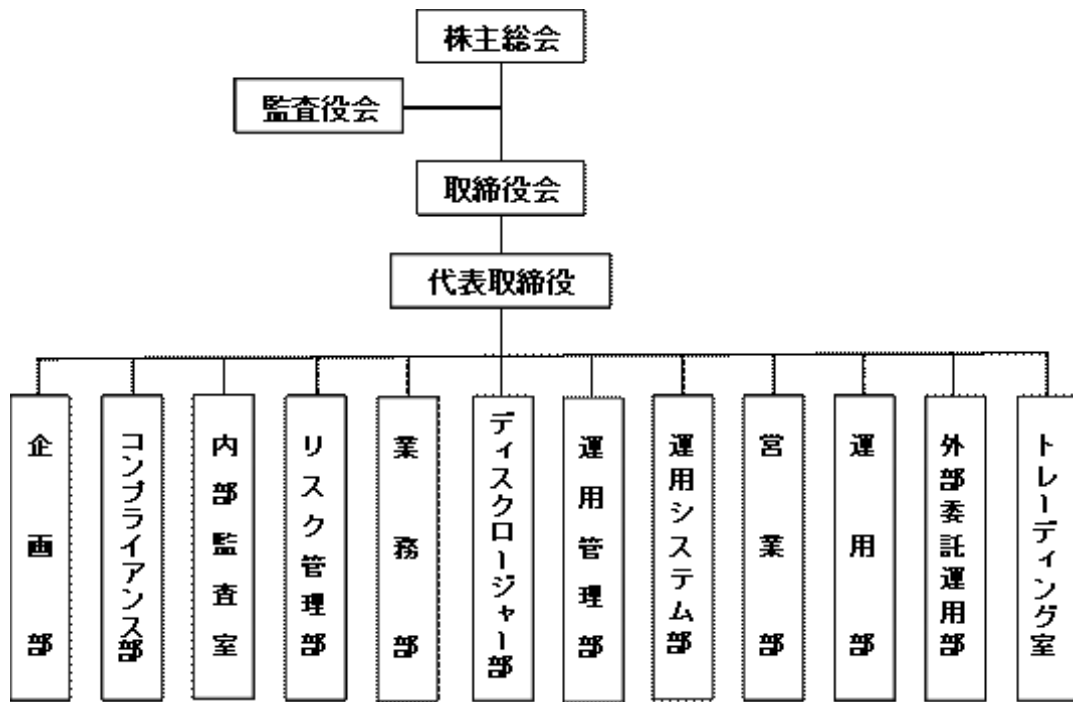
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

組織及び業務

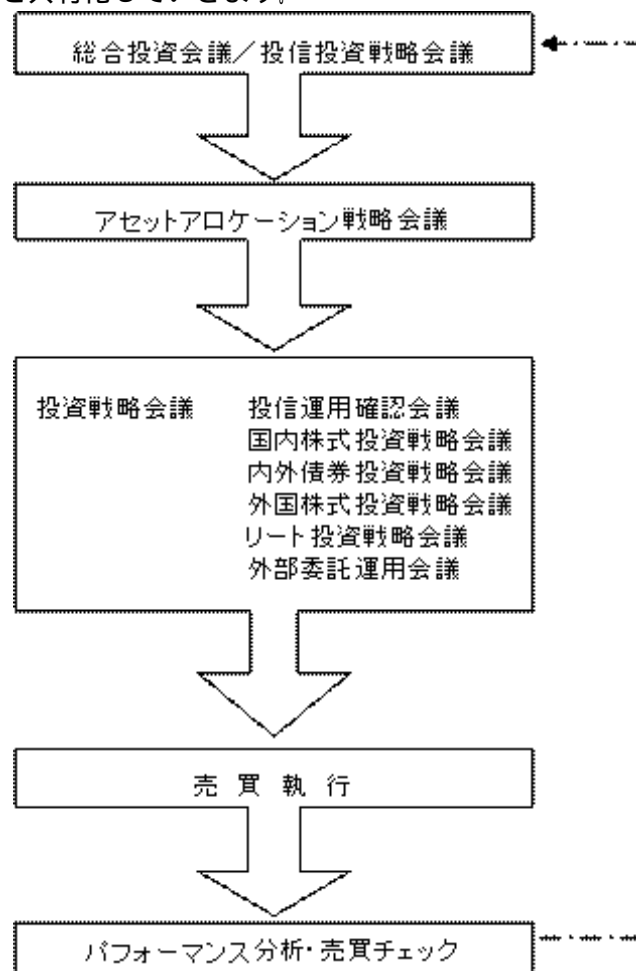


部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 投資顧問業務に係わる行政対応 投資信託の商品企画・立案 投資信託業務に係わる行政対応
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築、管理、教育、研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談、助言
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
ディスクロージャー部	投資信託の法定開示に係る事項 投資信託の適時開示に係る事項 投資顧問契約等の作成に係る事項
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
運用システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理（外部委託運用部所管業務を除く。以下同じ。） 投資理論及び運用手法の調査、研究及び開発 産業及び企業の調査・分析 投資信託の運用方針の企画・立案 投資信託の運用の実行 投資信託の運用成果の評価・分析・検討
外部委託運用部	外部委託先への委託運用の方針及び計画の立案、実行及び管理 外部委託先への運用の指図（売買を含む。） 外部委託ファンドの顧客毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、調整 外部委託ファンドの投資信託の運用方針の企画・立案、実行 外部委託ファンドに関わるプレゼンテーション資料の企画、作成
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行（取引証券会社等の選定基準等を含む）に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成21年10月末現在、計56本（追加型株式投資信託51本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は196,825百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成20年３月31日現在）		当事業年度 （平成21年３月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
１ 現金			492		-
２ 預金			1,253,774		-
３ 現金・預金			-		1,010,747
４ 前払費用			28,684		30,785
５ 未収還付法人税等			-		92,266
６ 未収委託者報酬			609,500		402,926
７ 未収運用受託報酬	* 2		227,864		127,905
８ 未収収益			1,309		118
９ 繰延税金資産			56,285		-
10 その他			151		798
流動資産合計			2,178,063		1,665,549
固定資産					
１ 有形固定資産					
（１）建物	* 1		14,753		8,502
（２）器具備品	* 1		18,954		29,642
（３）建設仮勘定			-		799
有形固定資産合計			33,707		38,943
２ 無形固定資産					
（１）電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
３ 投資その他の資産					
（１）投資有価証券			18,267		20,632
（２）長期差入保証金			78,467		78,467
（３）繰延税金資産			38,244		-
（４）その他			20		24
投資その他の資産合計			134,999		99,124
固定資産合計			173,242		142,603
資産合計			2,351,305		1,808,152

		前事業年度 （平成20年 3月31日現在）		当事業年度 （平成21年 3月31日現在）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
1 預り金			1,098		5,566
2 未払金					
（1）未払手数料	* 2	250,513		176,259	
（2）その他未払金	* 2	104,246	354,760	72,625	248,885
3 未払費用	* 2		135,795		95,983
4 未払消費税等			21,370		-
5 未払法人税等			75,110		3,042
6 賞与引当金			77,397		83,517
流動負債合計			665,532		436,995
固定負債					
1 退職給付引当金			12,527		16,450
固定負債合計			12,527		16,450
負債合計			678,059		453,445
（純資産の部）					
株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,200,000
2 資本剰余金					
（1）資本準備金			202,677		202,677
資本剰余金合計			202,677		202,677
3 利益剰余金					
（1）利益準備金			32,416		33,895
（2）その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			238,141		81,748
利益剰余金合計			270,557		47,853
株主資本合計			1,673,235		1,354,824
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			10		117
評価・換算差額等合計			10		117
純資産合計			1,673,245		1,354,706
負債・純資産合計			2,351,305		1,808,152

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,770,246		2,162,148	
2 運用受託報酬	* 1	1,117,214		867,930	
3 募集販売手数料		-	3,887,461	2,363	3,032,441
営業費用					
1 支払手数料	* 1	1,215,870		968,261	
2 広告宣伝費		28,142		14,880	
3 公告費		565		1,150	
4 受益証券発行費		150		-	
5 調査費		809,162		681,697	
（1）調査費	* 1	294,863		308,676	
（2）委託調査費	* 1	512,142		369,130	
（3）図書費		2,156		3,889	
6 営業雑経費		141,097		136,659	
（1）通信費		16,549		17,184	
（2）印刷費		118,427		112,550	
（3）諸会費		6,120	2,194,987	6,924	1,802,648
一般管理費					
1 給料		797,423		864,587	
（1）役員報酬	* 2	29,600		28,399	
（2）給料・手当		593,666		655,000	
（3）賞与		174,157		181,186	
2 福利厚生費		91,055		101,200	
3 交際費		2,744		2,243	
4 寄付金		331		100	
5 旅費交通費		15,874		19,467	
6 法人事業税		8,839		6,314	
7 租税公課		1,758		1,869	
8 不動産賃借料		157,251		157,251	
9 退職給付費用		8,690		15,030	
10 賞与引当金繰入		77,397		83,517	

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		6,284		11,004	
12 諸経費	* 1	156,210	1,323,862	173,778	1,436,366
営業利益又は営業損失（ ）			368,610		206,573
営業外収益					
1 受取配当金		90		180	
2 受取利息		2,995		2,773	
3 為替差益		315		53	
4 雑益		309	3,710	133	3,140
営業外費用					
1 有価証券償還損		-		16	
2 雑損		76	76	33	50
経常利益又は経常損失（ ）			372,244		203,482
特別利益		-	-	-	-
特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	338		288	
2 臨時償却費	* 4	-	338	4,171	4,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			371,906		207,943
法人税、住民税及び事業税			164,741		1,140
法人税等還付金			10,437		-
法人税等調整額			9,242		94,537
当期純利益又は当期純損失（ ）			226,844		303,620

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	202,677	202,677
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	202,677	202,677
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	3,822	32,416
当期変動額		
剰余金の配当	28,594	1,479
当期変動額合計	28,594	1,479
当期末残高	32,416	33,895
繰越利益剰余金		
前期末残高	325,830	238,141
当期変動額		
剰余金の配当	314,534	16,269
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	87,689	319,889
当期末残高	238,141	81,748
利益剰余金合計		
前期末残高	329,652	270,557
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	270,557	47,853

	前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
株主資本合計		
前期末残高	1,732,330	1,673,235
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
当期変動額合計	59,095	318,410
当期末残高	1,673,235	1,354,824
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
評価・換算差額等合計		
前期末残高	7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	18	127
当期末残高	10	117
純資産合計		
前期末残高	1,732,322	1,673,245
当期変動額		
剰余金の配当	285,940	14,790
当期純利益又は当期純損失（ ）	226,844	303,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	127
当期変動額合計	59,077	318,538
当期末残高	1,673,245	1,354,706

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="236 862 606 940"> <tr> <td>建物</td><td>8 ～ 15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5 ～ 20年</td></tr> </table> （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号）。以下、同じ。）に伴い、当事業年度より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ86千円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ306千円減少しております。	建物	8 ～ 15年	器具備品	5 ～ 20年	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="895 862 1265 940"> <tr> <td>建物</td><td>3 ～ 13年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 ～ 20年</td></tr> </table>	建物	3 ～ 13年	器具備品	3 ～ 20年
建物	8 ～ 15年								
器具備品	5 ～ 20年								
建物	3 ～ 13年								
器具備品	3 ～ 20年								

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月 31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成 5 年 6 月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年 3 月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成 6 年 1 月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年 3 月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4．引当金の計上基準 (1) 同左

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	(2) 同左 5. リース取引の処理方法 ----- 6. 消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当事業年度より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」の金額は255,130千円であります。 (損益計算書) 前事業年度まで、「投資顧問料」と表示されていたものは、当事業年度より「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで、「法人税等」と表示されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 62,484千円	建物 68,735千円
器具備品 38,352千円	器具備品 38,609千円
* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。	* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 506千円	未収運用受託報酬 298千円
未払手数料 3,755千円	未払手数料 2,249千円
未払費用 15,000千円	その他未払金 15,064千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。	* 1 . このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。
運用受託報酬 26,353千円	運用受託報酬 17,251千円
支払手数料 17,226千円	支払手数料 12,613千円
調査費 1,658千円	調査費 1,650千円
委託調査費 30,000千円	委託調査費 30,000千円
諸経費 472千円	諸経費 477千円
* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。	* 2 . 役員報酬の限度額は次のとおりであります。
取締役 年額 200,000千円以内	取締役 年額 200,000千円以内
監査役 年額 50,000千円以内	監査役 年額 50,000千円以内
* 3 . 固定資産除却損は、器具備品338千円であります。	* 3 . 固定資産除却損は、器具備品288千円であります。
	* 4 . 臨時償却費は、現在入居している大手町 フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃 貸借契約が2010年8月までとなっているた め、既存の建物附属設備の耐用年数を見直 したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	-	-	9,860株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）				当事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品であります。			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	(2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
器具備品	32,762	11,025	21,736	なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
合計	32,762	11,025	21,736				
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額					取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
1年内				器具備品	29,349	13,909	15,439
1年超				合計	29,349	13,909	15,439
合計				未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				1年内			
支払リース料				1年超			
減価償却費相当額				合計			
支払利息相当額				支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				支払リース料			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。				減価償却費相当額			
				支払利息相当額			

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（平成20年 3月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	2,000	2,027	27
	小 計	2,000	2,027	27
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	500	490	9
	小 計	500	490	9
合計		2,500	2,517	17

- 5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

当事業年度（平成21年 3 月31日現在）

- 1．売買目的有価証券
該当事項はありません。
- 2．満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- 3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,000	1,005	5
	小 計	1,000	1,005	5
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	4,000	3,876	123
	小 計	4,000	3,876	123
合計		5,000	4,882	117

5．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6．時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）																
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>12,527千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>12,527千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>8,690千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,690千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	12,527千円	退職給付引当金	12,527千円	勤務費用等	8,690千円	退職給付費用	8,690千円	1．採用している退職給付制度の概要 同左 2．退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>16,450千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>16,450千円</td></tr> </table> 3．退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>15,030千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>15,030千円</td></tr> </table> 4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5．同左	退職給付債務	16,450千円	退職給付引当金	16,450千円	勤務費用等	15,030千円	退職給付費用	15,030千円
退職給付債務	12,527千円																
退職給付引当金	12,527千円																
勤務費用等	8,690千円																
退職給付費用	8,690千円																
退職給付債務	16,450千円																
退職給付引当金	16,450千円																
勤務費用等	15,030千円																
退職給付費用	15,030千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア損金算入限度超過額	繰越欠損金
賞与引当金	ソフトウェア損金算入限度超過額
未払事業税否認	賞与引当金
繰延資産償却超過額	退職給付引当金
退職給付引当金	繰延資産償却超過額
未払費用否認	未払費用否認
未払事業所税否認	未払事業税否認
その他	未払事業所税否認
繰延税金資産合計	その他
	繰延税金資産小計
繰延税金負債	評価性引当額
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産合計
繰延税金負債合計	
	繰延税金負債
繰延税金資産の純額	その他有価証券評価差額金
	繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円、千米ドル）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	転籍1名 出向3名	1. 投資顧問契 約に基づく資 産運用の助言 及び一任（注 1）	運用受託報 酬の受取り	26,353	未収運用 受託報酬	506
							2. 投資信託に 係る事務代行 の委託等（注 2）	投信代行手 数料の支払 い	17,226	未払 手数料	3,755
							3. 保険契約 （注3）	保険料の支 払い	472	-	-
							4. LANの利用 （注4）	LAN利用料 の支払い	1,658	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$179,841	資産運用会 社(持ち株会 社)	（被所有） 直接30%	兼任1名	株式投資に関 する情報提供契 約（注5）	情報料の支 払い	30,000	未払費用	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

役員及び個人主要株主等との取引はありません。

(3) 子会社等

子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパンひまわり生命保険㈱	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	140,616	未収運用受託報酬	75,491
							2. 団体定期保険の契約（注2）	生命保険料の支払い	561	-	-
親会社の子会社	損保ジャパンDC証券㈱	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3）	投資顧問料の支払い	22,749	未払費用	5,714
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投信代行手数料の支払い	224,055	未払手数料	49,010
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	112,751	未払費用	11,934

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追記情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

（単位：千円、千米ドル）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	（被所有） 直接70%	1. 投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 （注1）	運用受託報酬の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298
						2. 投資信託に係る事務代 行の委託等（注2）	投信代行手数料の支払い	12,613	未払 手数料	2,249
						3. 保険契約（注3）	保険料の支払い	477	-	-
						4. LANの利用（注4）	LAN利用料の支払い	1,650	-	-
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,200	資産運用会社 （持ち株会社）	（被所有） 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約（注5）	情報料の支払い	30,000	その他 未払金	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注3）保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注4）LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。

（注5）情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注1) 2. 団体定期保険の契約(注2)	運用受託報酬の受取り 生命保険料の支払い	141,585 607	未収運用受託報酬 -	73,611 -
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券(株)	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	-	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言(注3) 2. 投資信託に係る事務代行の委託等(注4)	投資顧問料の支払い 投信代行手数料の支払い	25,908 196,474	未払費用 未払手数料	4,980 37,347
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任(注3)	投資顧問料の支払い	68,649	未払費用	6,965

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

(注2) 生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

(注3) 投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(注4) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)損害保険ジャパン（東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
1株当たり純資産額 169,700.38円 1株当たり当期純利益金額 23,006.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 137,394.21円 1株当たり当期純損失金額（ ） 30,793.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（ ）については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	226,844	303,620
期中平均株式数（株）	9,860	9,860

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
-----	平成21年 4 月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金及び預金		857,718
2 未収委託者報酬		486,469
3 未収運用受託報酬		327,776
4 未収収益		59
5 その他		41,701
流動資産合計		1,713,724
固定資産		
1 有形固定資産	1	35,878
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		233,555
(2) その他		19,338
投資その他の資産合計		252,893
固定資産合計		293,307
資産合計		2,007,031

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		7,539
2 未払金		
(1) 未払手数料		208,885
(2) その他未払金		299,505
未払金合計		508,391
3 未払費用		127,179
4 未払法人税等		4,264
5 賞与引当金		81,696
6 本社移転費用引当金		15,855
7 その他	3	17,321
流動負債合計		762,248
固定負債		
1 退職給付引当金		19,345
2 繰延税金負債		229
固定負債合計		19,574
負債合計		781,822
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		1,200,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		154,824
資本剰余金合計		154,824
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		129,950
利益剰余金合計		129,950
株主資本合計		1,224,874
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		334
評価・換算差額等合計		334
純資産合計		1,225,209
負債・純資産合計		2,007,031

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
1 委託者報酬		997,920	
2 運用受託報酬		421,788	1,419,708
営業費用			
1 支払手数料		450,057	
2 広告宣伝費		2,420	
3 公告費		1,105	
4 調査費		327,151	
(1) 調査費		159,266	
(2) 委託調査費		167,112	
(3) 図書費		772	
5 営業雑経費		56,029	
(1) 通信費		8,344	
(2) 印刷費		42,513	
(3) 諸会費		5,171	836,765
一般管理費			
1 給料		377,857	
(1) 役員報酬		13,800	
(2) 給料・手当		327,606	
(3) 賞与		36,451	
2 福利厚生費		51,384	
3 交際費		822	
4 旅費交通費		7,307	
5 法人事業税		3,119	
6 租税公課		1,270	
7 不動産賃借料		78,330	
8 退職給付費用		7,986	
9 賞与引当金繰入		81,696	

		第25期中間会計期間 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
10 固定資産減価償却費	1	6,687	
11 諸経費		98,957	715,419
営業利益又は営業損失（ ）			132,476
営業外収益			
1 受取配当金		150	
2 受取利息		418	
3 為替差益		24	
4 雑益		3,264	3,857
営業外費用			
1 有価証券償還損		32	
2 雑損		153	186
経常利益又は経常損失（ ）			128,805
特別利益		-	-
特別損失		-	-
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（ ）			128,805
法人税、住民税及び事業税		1,145	
法人税等調整額		-	1,145
中間純利益又は中間純損失（ ）			129,950

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間
自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月30日

株主資本

資本金

前期末残高	1,200,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000

資本剰余金

資本準備金

前期末残高	202,677
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ振替	47,853
当中間期変動額合計	47,853
当中間期末残高	154,824

その他資本剰余金

前期末残高	-
当中間期変動額	
資本準備金からその他資本剰余金へ振替	47,853
欠損填補	47,853
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	-

資本剰余金合計

前期末残高	202,677
当中間期変動額	
欠損填補	47,853
当中間期変動額合計	47,853
当中間期末残高	154,824

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	33,895
当中間期変動額	
欠損填補	33,895
当中間期変動額合計	33,895
当中間期末残高	-

第25期中間会計期間
自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月30日

繰越利益剰余金	
前期末残高	81,748
当中間期変動額	
欠損填補	81,748
中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950
当中間期変動額合計	48,202
当中間期末残高	129,950
利益剰余金合計	
前期末残高	47,853
当中間期変動額	
欠損填補	47,853
中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950
当中間期変動額合計	82,097
当中間期末残高	129,950
株主資本合計	
前期末残高	1,354,824
当中間期変動額	
中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950
当中間期変動額合計	129,950
当中間期末残高	1,224,874
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	117
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	452
当中間期変動額合計	452
当中間期末残高	334
評価・換算差額等合計	
前期末残高	117
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	452
当中間期変動額合計	452
当中間期末残高	334
純資産合計	
前期末残高	1,354,706
当中間期変動額	
中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	452
当中間期変動額合計	129,497
当中間期末残高	1,225,209

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	有価証券 (1) その他有価証券のうち、時価のあるものについては、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち、時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～13年 器具備品 3～20年 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 外貨建金銭債権債務は、中間計算期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

81/94

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	114,032千円
2 偶発債務	平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせん人の申立てがなされました。申立書によると、申立人による請求額は申立時点において約1,270百万円でした。その後、平成21年9月30日にあっせん人ら意見書が提示されました。あっせん人ら意見書によれば、当社は申立人に対して約362百万円および関連遅延損害金の支払義務を有するとの見解があります。当社は、あっせん人ら意見書につき、当社の見解と照らし合わせ十分な検討を行なうとともに、本件解決をはかるべく、引き続き努めております。
3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1 減価償却実施額	有形固定資産 6,687千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期 間増加株式数 （株）	当中間会計期 間減少株式数 （株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,860	-	-	9,860
合計	9,860	-	-	9,860
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

２．配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありません。

（リース取引関係）

第25期中間会計期間
自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月30日

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
器具備品	22,549	11,064	11,484
合計	22,549	11,064	11,484

未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	4,606千円
1 年超	7,526千円
合計	12,133千円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	3,164千円
減価償却費相当額	2,821千円
支払利息相当額	339千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．時価のある有価証券

	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(1) その他有価証券 その他	3,000千円	3,564千円	564千円

2．時価評価されていない有価証券

	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	15,750千円

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	124,260円54銭
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額（ ）	13,179円55銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額（ ）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第25期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（ ）	129,950千円
普通株式の期中平均株式数	9,860株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。申立書によると、申立人による請求額は申立時点において約1,270百万円でした。その後、平成21年9月30日にあっせん人ら意見書が提示されました。あっせん人ら意見書によれば、当社は申立人に対して約362百万円および関連遅延損害金の支払義務を有するとの見解であります。当社は、平成21年12月21日に和解あっせんの申立人らと仲裁合意をし、その後仲裁手続きを進めております。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,260百万円（平成21年 9 月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成21年 9 月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（単位：百万円、平成21年 9 月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社 S B I 証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
オリックス証券株式会社	3,000	
極東証券株式会社	5,251	
新潟証券株式会社	600	
野村證券株式会社	10,000	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
楽天証券株式会社	7,477	
イーバンク銀行株式会社	23,485	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
ソニー銀行株式会社	31,000	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成21年 4 月20日	臨時報告書
平成21年 6 月22日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成21年 7 月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）の平成20年10月9日から平成21年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）の平成21年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）の平成 2 1 年 4 月 9 日から平成 2 1 年 1 0 月 8 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）の平成 2 1 年 1 0 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

注記事項（中間貸借対照表関係）2．偶発債務に、係争事件に関する記載がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。